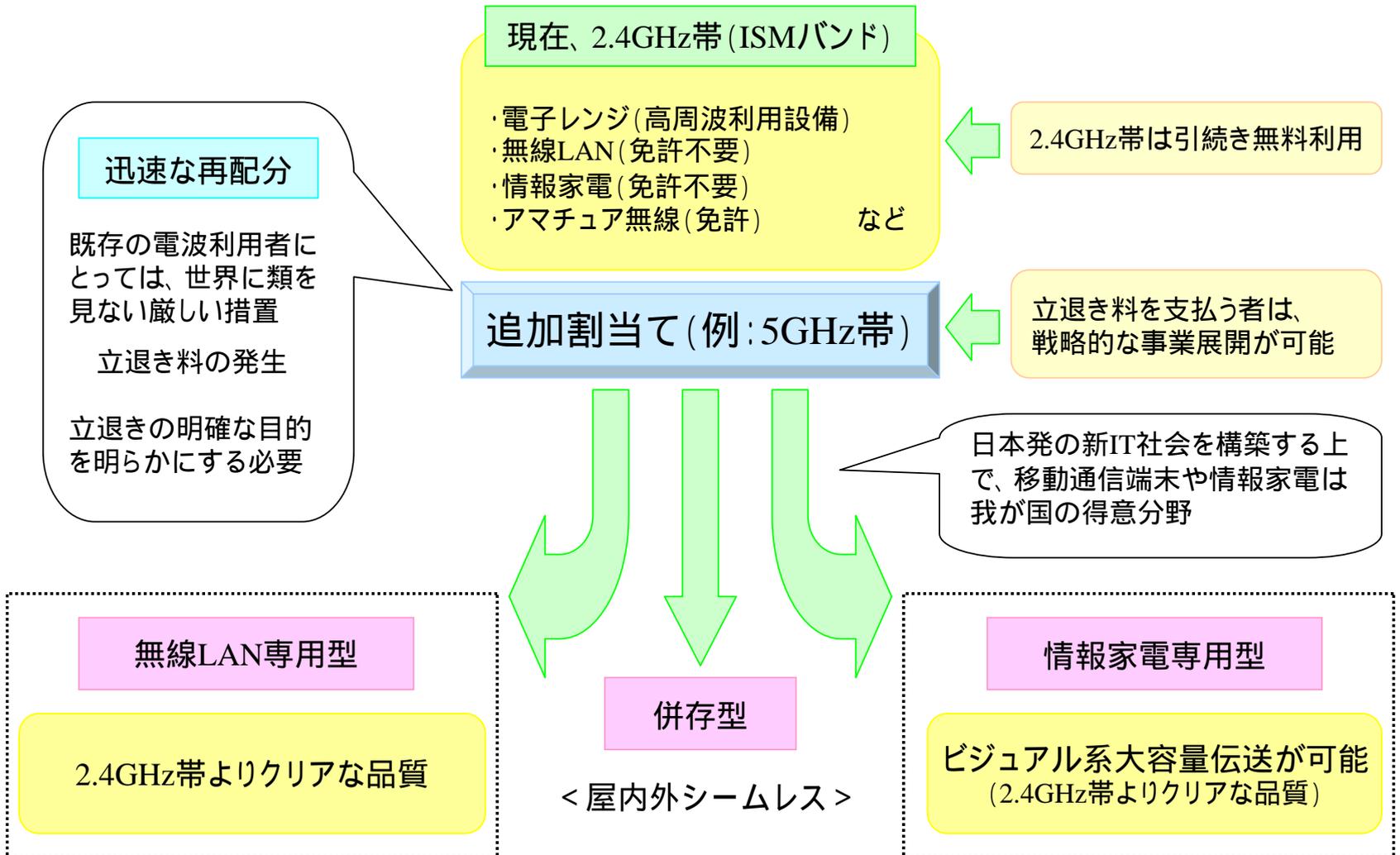


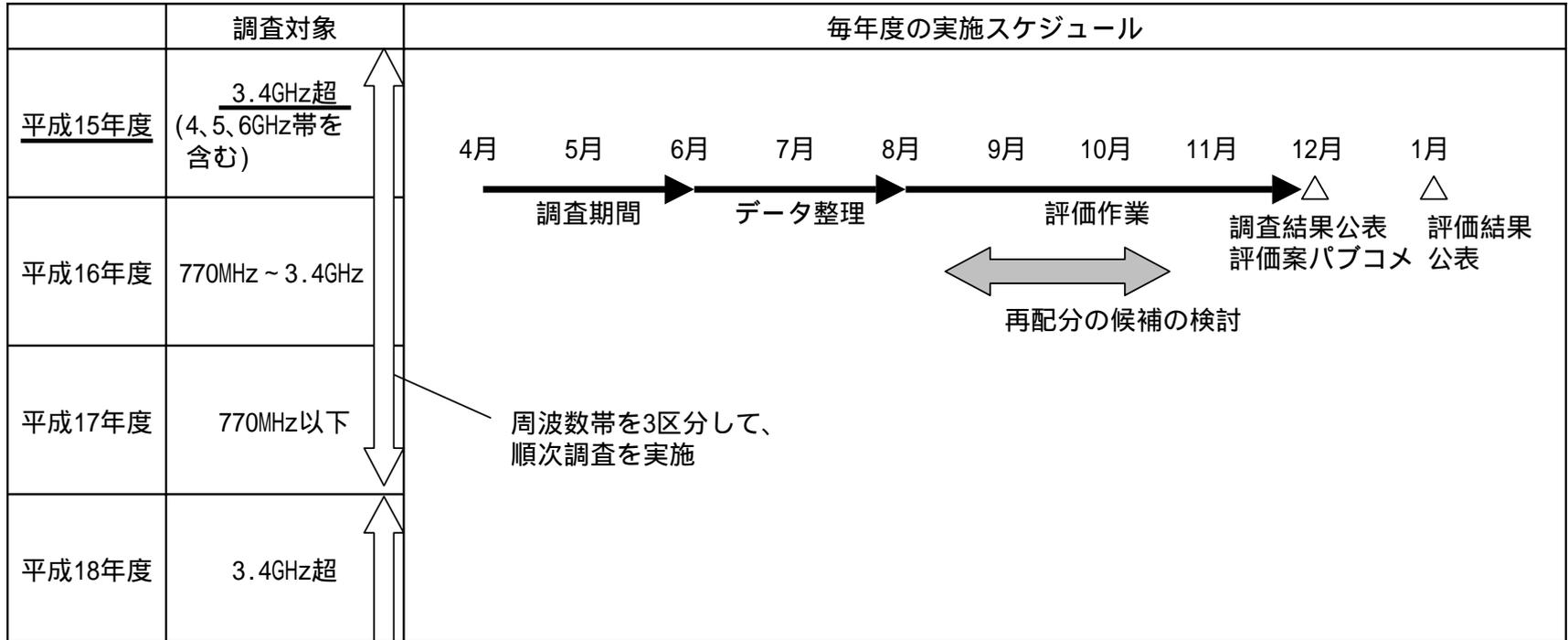
電波有効利用政策研究会
第4回 免許不要局部会

日時：平成15年6月24日(火) 午後4時30分～
場所：総務省8階 第1特別会議室

小電力無線システムの世界（免許不要帯域）



電波の利用状況調査との対応関係



必要な場合には、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。(臨時調査)

4,5,6GHz帯の電気通信業務用固定局については、平成14年度に先行調査実施済み(本年5月に評価結果公表)

当部会の当面の検討スケジュール（予定）

第4回

6月24日（火）・今後、詳細検討を進める分野の整理

第5回

7月28日（月）・徴収方法等に関する具体化検討

第6回

8月下旬又は
9月上旬 ・ 報告書骨子案の審議

親会

9月中～下旬

- ・ 報告書案の取りまとめ
- ・ 公表：パブリックコメントの募集
- ・ 年内に報告書取りまとめ

これまでの論点（主なもの）

1 受益者負担か一般財源か

(1) 第一次報告書では、受益者負担原則を確認

報告書の取りまとめに際して実施されたパブリックコメントでは、メーカー関係者を除く多数意見は受益者負担。

ただし、メーカー関係者からは一般財源の投入が適当とする意見が一部あった。

(2) 本年4月の電波有効利用政策研究会での意見

受益者負担原則を前提に規制環境を生まないため、基準認証実施者からの徴収が適当
メーカー関係団体からは、一般財源が適当



一般財源の投入については、一部のメーカー関係者が主張

前回の当部会での議論は、メーカー関係者からも新しい周波数確保のため、受益者負担はやむなしとの意見

- ・受益者の範囲、管理コストの問題等が提起

これまでの論点（主なもの）

2 サービス提供型の扱い

(1) 受益者負担原則が適当

(2) 無線LAN事業等の展開に、サービス提供者として所要の立ち退き料を支払うことは、受入可能

ただし、自己利用等との公平性の確保は必要



サービス提供専用型

サービス提供者負担までは容認

+

屋内での自己利用の扱いが焦点

これまでの論点（主なもの）

検討1：情報家電専用型の扱い

基準認証実施者が負担

検討2：無線LAN事業専用型

サービス提供者が負担

検討3：無線LAN専用型

サービス提供者及び基準認証実施者が負担

検討4：ITS機器等の扱い

情報家電専用型と同様に扱う適否

検討 1 [費用徴収案（情報家電専用型）]

1 原則

表示貼付者は表示貼付数に応じて負担

- 1 国内、外国製品いずれも表示貼付により、国内使用が可能となる。
- 2 ただし、相互承認協定（欧州、シンガポール）に基づく表示貼付は、外国政府の責任により実施。未だ実施事例はないが、公平性の確保手段は今後の検討課題。

2 検討事項

管理コストの発生
徴収金額の多寡

} 総合判断

（例）最初の10年間で2.4億円の徴収予定だと、
年間総額で2400万円の徴収。
例えば200万台で割ると1台12円。

関係する複数の表示貼付者が、一定の団体等を通じて、予め、政府の徴収予定額を前納する場合には、個々の上記1の徴収は免除することも検討課題。

- 1 一定の団体の扱いは、次回以降具体化検討が必要。
- 2 本来、費用負担をすべき受益者は、ユーザである旨の周知方法は今後の検討課題。

検討2 [費用徴収案(無線LAN事業専用型)]

端末の扱いが課題

本来、ユーザが負担すべき
費用の代行徴収

基地局数のほか
端末数で按分

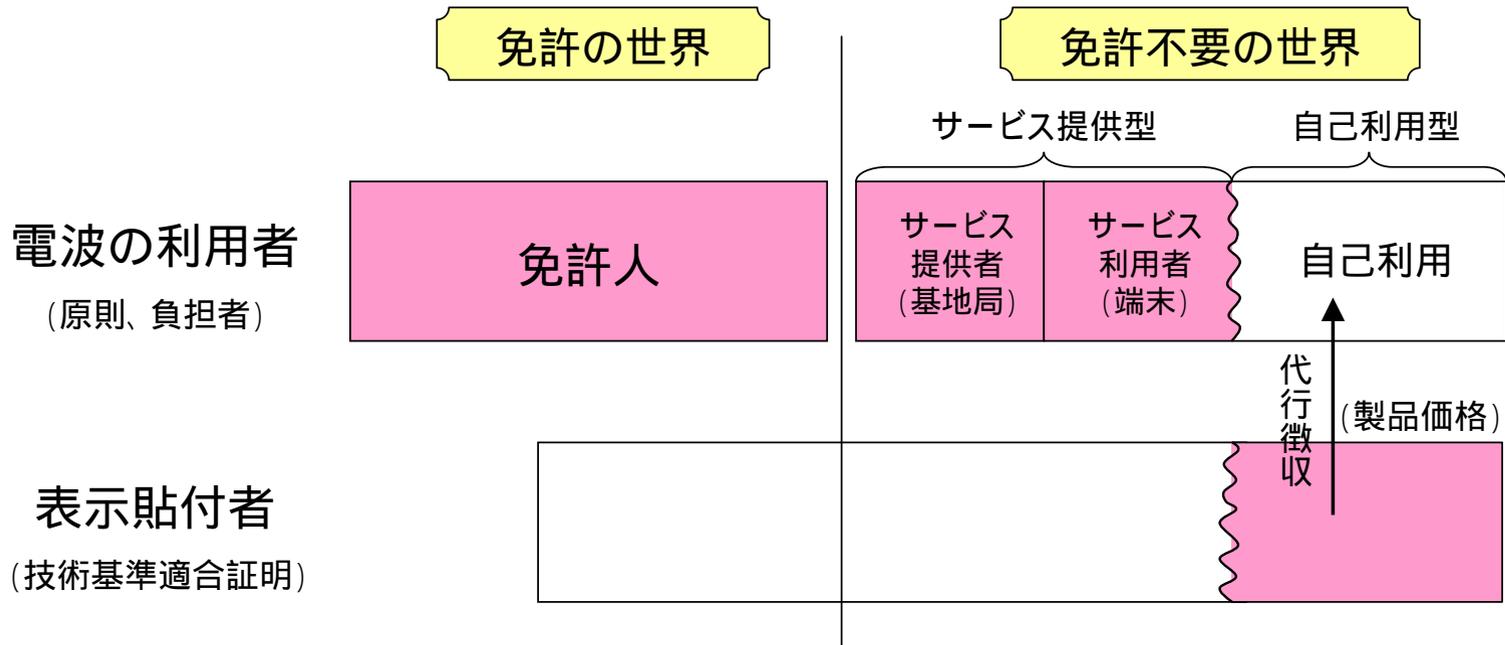
端末数の管理コスト

自営のサービス提供型の
存在

複数事業者とのサービス
契約の存在

基地局数で按分

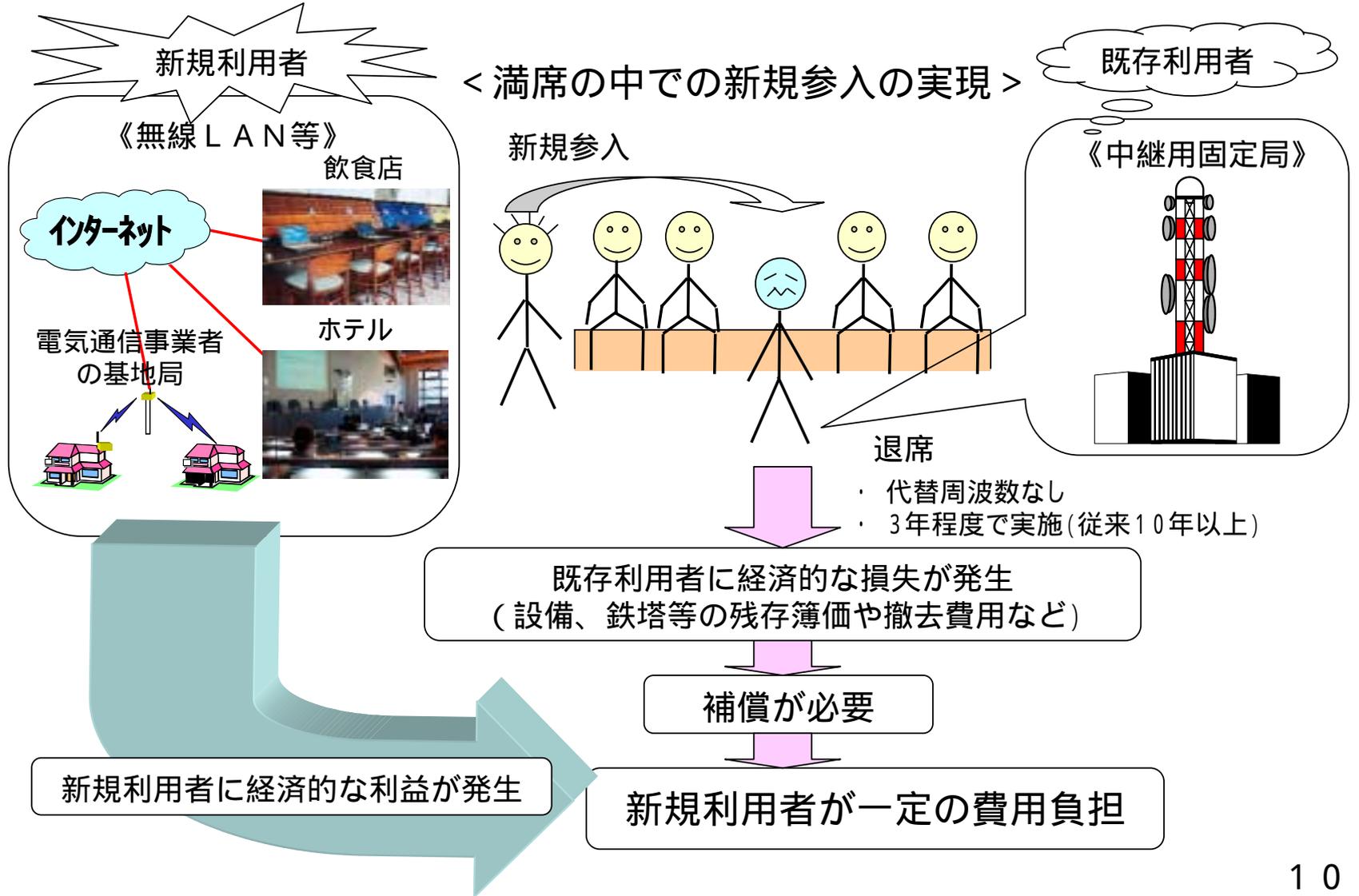
検討3 [費用徴収案(無線LAN専用型)]



サービス提供型の基地局が端末局と技術基準上、明確に区別できる場合には、原則通り電波の利用者であるサービス提供者が負担する。
仮に、明確とならない場合は、全て表示貼付者が負担。

- ・ サービス提供者は基地局数に応じて負担
- ・ 表示貼付者は貼付数に応じて負担
- ・ 両者の負担割合は今後の検討課題

《電波の再配分》

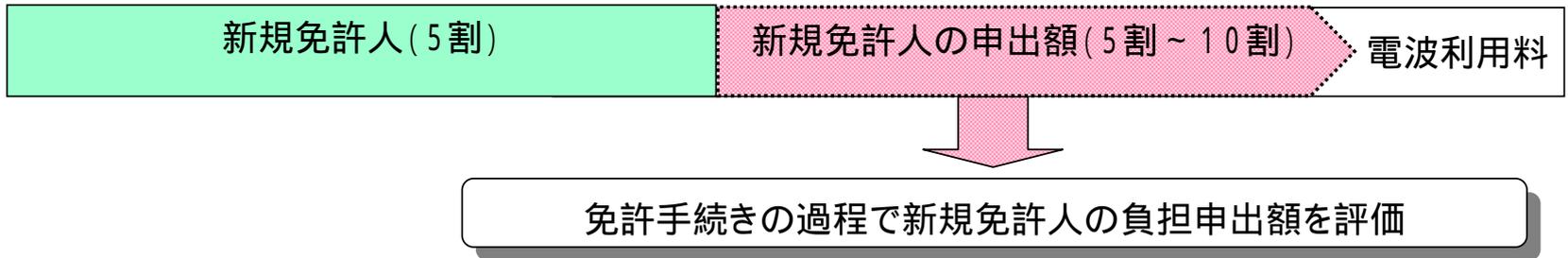


《給付金制度の財源（費用負担）のあり方》

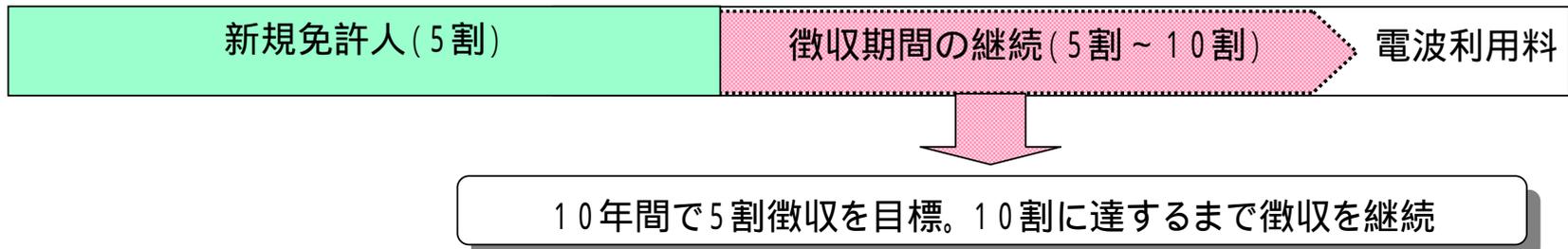
原則

財源として、電波利用料を充てるとともに、少なくとも費用の5割以上は、再配分後の電波を利用する新規免許人に負担を求めることが適当。

《携帯電話等などの場合（参入数が限定）》



《無線アクセスなどの場合（参入が自由）》



新規利用者からの費用徴収の方法

携帯電話等の場合

無線局の免許枠が一定数に限定
(電波を専用する形態)

例えば、免許枠が3の場合

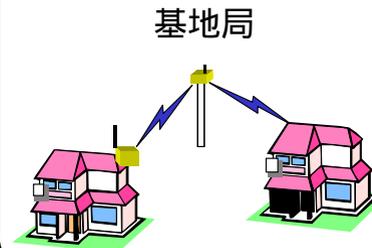
- NTTDoCoMo
- KDDI
- J - PHONE

上記3社から徴収

免許不要局の場合

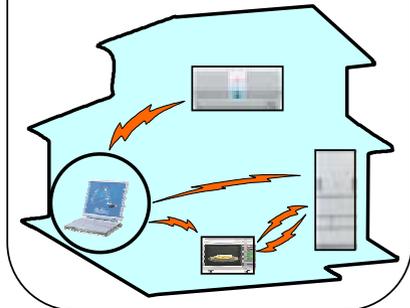
不特定多数が利用可能
(電波を共用する形態)

無線LANの場合



利用者の把握が可能

情報家電の場合

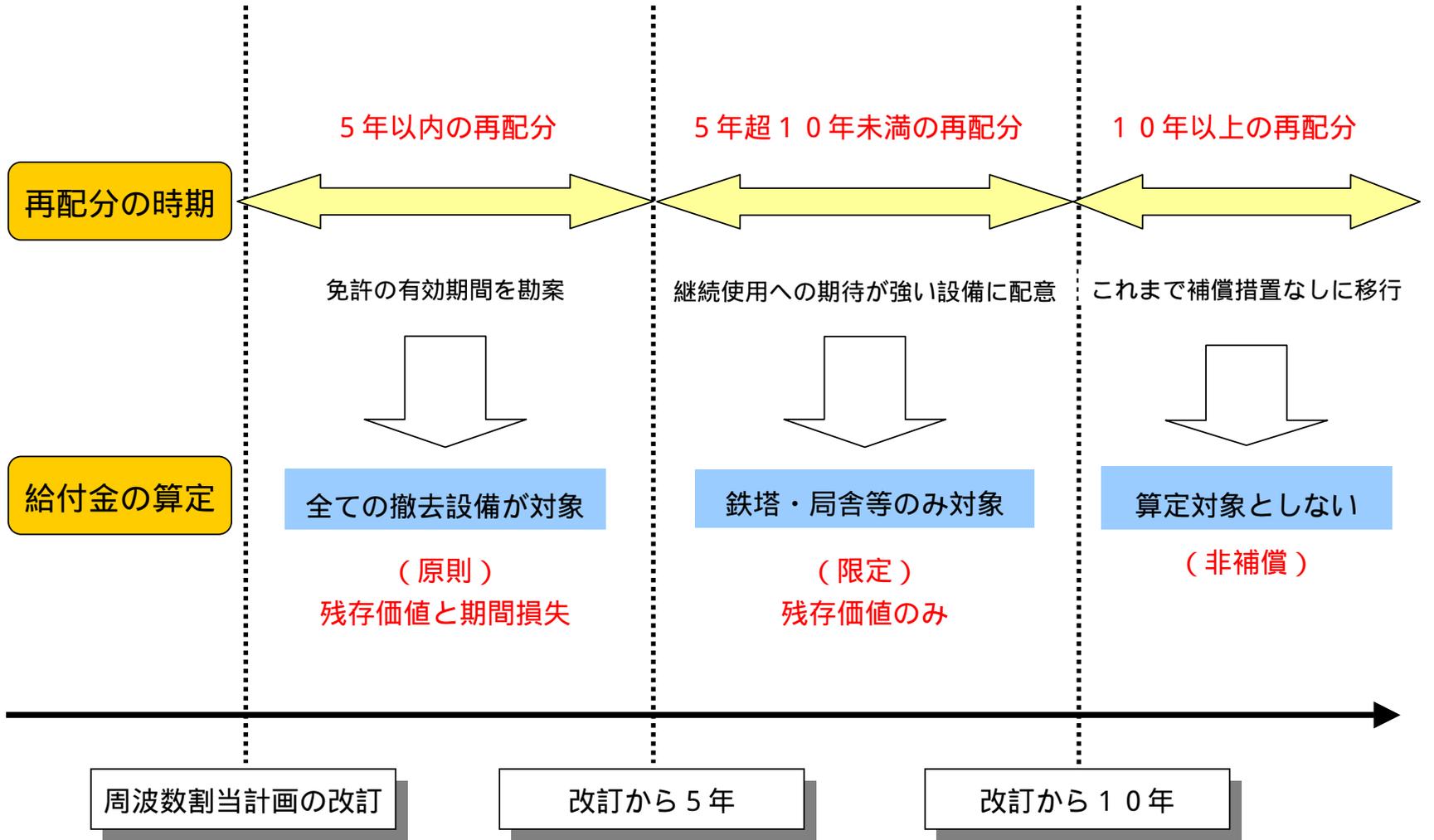


利用者の把握は困難

A案 電気通信事業者から徴収

B案 表示貼付者(基準認証)から徴収

給付金制度の基本的考え方



給付金額の算定方法（案）

1 基本的考え方

給付金額は通常生じる損失のみを対象（撤去設備の残存価値等）

電波の使用権（土地でいう借地権）に対する対価補償は不要（電波の使用料を支払っていない）
（借地権では通常更地価格の70%相当）

2 算定イメージ

給付金額(+)

